

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由と内容

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報を追加することから、条例を改正する。

2 新旧対照表

新			旧		
大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例			大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
平成27年9月30日 条例第59号			平成27年9月30日 条例第59号		
第1条から第4条まで (略) 別表 (第3条関係)			第1条から第4条まで (略) 別表 (第3条関係)		
項	事務	特定個人情報	項	事務	特定個人情報
1 から 36 まで (略)			1 から 36 まで (略)		
<u>37</u>	<u>認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの</u>	《 新設 》		
<u>38</u>	<u>併設型定期利用保育事業を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>同</u>	《 新設 》		
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>					